事業主の皆さまへ

地域雇用開発助成金
（地域雇用開発コース）
支給申請の手引き

目 次

Ⅰ	**地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の概要**	
	この助成金の目的と留意点	2
	支給の流れと支給額	3
	助成金を受給できる事業主の要件	4
	中小企業事業主の範囲 ／ 創業として認められる要件	5
Ⅱ	**計画書の提出と計画の実施**	
	計画書の提出	6
	設置・整備費用として認められる経費	7
	設置・整備費用の算定	8
	対象労働者の雇入れ	14
Ⅲ	**支給の申請**	
	完了届（第１回支給申請書）の提出	17
	実地調査 ／ 併給調整	18
	２回目以降の支給申請	19
	助成金の特例	21
	支給にあたっての注意	23
Ⅳ	**申請書の記載例**	24

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局
ハローワーク
（公共職業安定所）

PL070401地01

Ⅰ　地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の概要

この助成金の目的と留意点

「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」は、下の３つのような雇用情勢の厳しい地域等で、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支給する助成金です。

- **同意雇用開発促進地域**（求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域）
- **過疎等雇用改善地域**（若年層・壮年層の流出が著しい地域）
- **特定有人国境離島等地域**

上記対象地域に雇用保険の適用事業所※を設置・整備し、それに伴い、その地域に居住する求職者を一定の条件で雇い入れた場合、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、一定の金額を助成します。
［対象労働者の職場への定着状況などを考慮の上、設置・整備が完了した日から最大３回（３年）支給］

なお、対象地域や支給額等について、助成金の特例措置が利用できる場合があります（詳細は21～22 ☞参照）。
対象地域は、厚生労働省のウェブサイトを参照するか、設置・整備を行う事業所の所在地を管轄する労働局（以下「管轄労働局」）に確認してください。

厚生労働省ウェブサイト
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html
トップページ＞政策について＞分野別の政策一覧＞雇用・労働＞雇用＞施策情報「雇用関係助成金」
＞４．雇入れ関係の助成金「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」
または、トップページのサイト内検索窓に「地域雇用開発助成金」と入力して検索

※　労働者を雇用する事業主は、雇用保険被保険者に関する届出その他の事務を、支店や工場など、事業所ごとに処理しなければなりません（雇用保険法施行規則第３条）。
ただし、事業所の規模が小さく、事務処理能力がない場合は、独立した適用事業所とはせずに、本社などで一括して事務処理することが申請により認められます（事業所非該当承認申請）。
この助成金は、雇用保険適用事業所となる施設を設置・整備し、それに伴って労働者を雇い入れた場合に支給するものです。**事業所非該当施設の設置や非該当施設への設備投資、雇入れなどは助成金の対象となりません。**

ご留意ください

この助成金は、地域における求職者の雇用環境の改善を目的としており、事業主の開業支援を目的としたものではありません。
そのため、労働者の定着率が悪いなど、労働者の雇用環境の改善に役立ったと認められない場合は、支給の対象となりません。また、厳格な支給要件があり、雇い入れた労働者や設備投資費用の全てが認められるとは限りませんので、当初の資金計画においてはご注意ください。

このパンフレットは、2025（令和7）年４月１日現在の地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請について概説したものです。
2025年４月１日以降に計画書を提出する場合は、この手引きの要件が適用されます。

支給の流れと支給額

助成金の支給を受けるためには、以下の手続きが必要です。

計画日

①「**計画書**」を管轄労働局長に提出する ☞6ページ

創業の場合：「申請事業主の職歴書」も併せて管轄労働局長に提出する ☞5ページ

計画期間（最長18か月）

②地域の雇用拡大のために必要な**事業所の設置・整備**を300万円以上行う ☞ 7～13ページ

③**要件を満たす労働者を雇い入れ**、３人（創業の場合は２人）以上増加させる ☞14～16ページ

完了日

④「**完了届（第１回支給申請書）**」を管轄労働局長に提出する ☞17～18ページ

１年間

被保険者数の維持　対象労働者数の維持　対象労働者の定着

支給申請

⑤「**支給申請書（２回目）**」を管轄労働局長に提出する ☞19～21ページ

１年間

被保険者数の維持　対象労働者数の維持　対象労働者の定着

支給申請

⑥「**支給申請書（３回目）**」を管轄労働局長に提出する ☞19～21ページ

※ 支給申請書提出後、書類審査に加え、原則として事業所の実地調査を行います。

支給額

完了届の内容を審査した後、事業所の設置等の費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成します（１年ごとに３回支給）。

設置・整備費用	対象労働者の増加人数　（　）内は創業の場合のみ適用			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)
1,000万円以上3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)
3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)

※１　中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の１／２の額を上乗せ。
ただし、創業の場合はこれにかかわらず、労働者の増加数２人から対象とするとともに、初回の支給時に（　）内の額を支給。

※２　上記表は令和7年4月1日以降に計画書を提出した場合の支給額です。当該日以前に計画書を提出していた場合は厚生労働省HPをご参照ください。

助成金を受給できる事業主の要件

この助成金を受給するためには、下記①～⑪の要件を全て満たしていることが必要です。

① 設置・整備した施設の雇用保険適用事業主であること

② 各支給要件判定期間※1に、事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主の都合により離職させていないこと

③ 各支給要件判定期間に、特定受給資格者※2であると認められた離職者の数が３人を超え、かつ、各支給要件判定期間の初日における当該事業所の被保険者の数の６％を超えていないこと

※１　支給要件判定期間は、次のとおりです。
第１回：計画日から完了日までの間　第２回：完了日の翌日から完了日の１年後の日までの間
第３回：完了日の１年後の日の翌日から完了日の２年後の日までの間

※２　特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由で再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた人

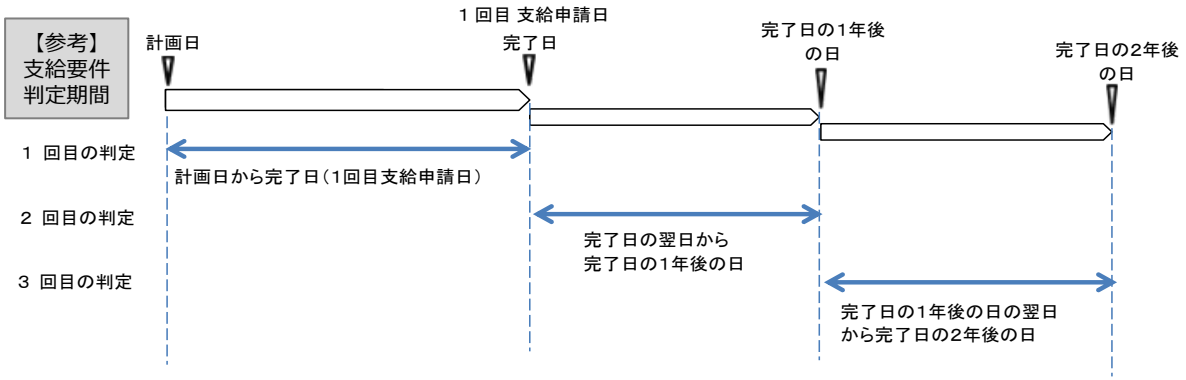

④ 各支給申請日の前日から起算して１年前の日から支給申請日の前日までの間に、労働関係法令の違反がないこと

⑤ 不正行為で本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとしたことにより、助成金の不支給措置がとられている事業主でないこと
また、申請事業主の役員等に他の事業主の役員等として不正受給に関与した役員等がいないこと

⑥ 労働保険料を滞納していないこと

⑦ 「風俗営業等の規制または業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業であるなど、設置する事業所の内容が不適切でないこと

⑧ 高年齢者雇用確保措置の勧告または法令に基づいた適切な高年齢者就業確保措置を講じていないことで勧告を受け、是正措置を講じていない事業主でないこと

⑨ 労働基準法に規定された労働関係帳簿類と会計関係帳簿類を備え、適正に管理・記帳された帳簿類を、審査や実地調査の際に労働局の求めに応じ、速やかに提出する事業主であること

・労働関係帳簿：出勤簿・タイムカード、賃金台帳、労働協約、労働者名簿、雇用契約書など

・会計関係帳簿：総勘定元帳、現金出納簿、小切手帳、事業所の預金通帳など

⑩ 事業主または事業主の役員等が、暴力団と関わりがないこと
暴力主義的破壊活動を行っていないまたは行うおそれのある団体に属していないこと

⑪ 地域の雇用構造の改善に資する事業主であること

・近年、大量の離職者や解雇者を出している、社会保険加入の要件を満たしているのに未加入であるなど、労働者の雇用環境が良好であるといえない事業所は不支給となる可能性があります。

中小企業事業主の範囲

この助成金を申請する事業主が中小企業事業主の場合には、中小企業事業主に対する特別の措置があります（3ページ参照）。
中小企業事業主に該当するかどうかの判断は、「主たる事業」ごとに行います。
次のA、Bどちらかの基準に該当すれば、中小企業事業主となり、要件を満たしていない場合は、通常の事業主として取り扱います。

A　資本金の額または出資の総額
B　企業全体で常時雇用する労働者の数

ただし、以下の例のように資本金を持たない事業主は、上記Bで判断します。

（例）個人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、労働組合、協同組合

主たる事業	A 資本金の額 または 出資の総額	B 常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

創業として認められる要件

これまで事業を行ったことがなく、新たに事業を始める場合は、創業に対する特別の措置があります（3ページ参照）。
創業として認められる事業主は、以下の要件の全てを満たしている必要があります。支店や新店舗の設置、分社化、事業主の交代、事業拡大による新分野進出などは認められません（要件を満たしていない場合は、通常の事業主として取り扱います）。

①	新たに法人の設立または個人事業の開業を行う中小企業事業主であること
②	営業譲渡、営業の賃貸借、営業の委託等に伴い設立された法人または個人事業主でないこと 営業譲渡契約等の有無にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、営業譲渡等と判断する場合があります。 ア．屋号が同一である イ．取引先（顧客を含む）が引き継がれている ウ．商品・メニューなどが同一である エ．労働者が引き継がれている
③	創業当初から、設立した法人または個人事業の業務に専ら従事する事業主（法人の場合は代表者）であること 兼業している場合（名義の使用のみの場合を含む）は、収入の有無、勤務時間外にかかわらず認められません。
④	創業基準日※の前日から起算して2か月前の日から、創業基準日から起算して2か月を経過する日までに計画書に申請事業主の職歴書を添付し、提出すること ※法人の場合：法人設立の日 個人事業の場合：税務署に提出した「個人事業開業・廃業等届出書」に記載した開業日、または雇用保険の適用事業主となった日のいずれか早いほう
⑤	親会社、子会社または関連会社とほぼ同等の関係にある事業主が存在しないこと
⑥	法人の代表者または個人事業主が創業基準日から過去3年以内に法人の代表者または個人事業主であったことがないこと
⑦	取締役会等の構成員の過半数が、他の事業主の取締役会等の構成員や元構成員でないこと

Ⅱ 計画書の提出と計画の実施

計画書の提出

この助成金は、計画日（計画書の提出があった日）から、完了日（17ページ参照）までの間の設置・整備費用と雇入れを支給額決定の基礎としています。
助成金の支給を受けようとする事業主は、計画書の提出する際、下記「工事・購入・賃貸のスケジュールと計画書提出の時期」に留意してください。
計画書の提出前に行われた設置・整備と雇入れは算定対象になりません。
→ **計画書の記載例** ☞**24**ページ

計画書に添付する書類

- 事業所状況等申立書(地様式第12号)
- 事業所概要が分かる資料（パンフレット、組織図等）

創業の追加助成を希望する場合：申請事業主の職歴書（地様式第3号）
施設・設備の設置整備にあたり国の補助金等の交付を受ける（予定である）場合：11ページ参照

工事・購入・賃貸のスケジュールと計画書提出の時期

① (例)工事の場合

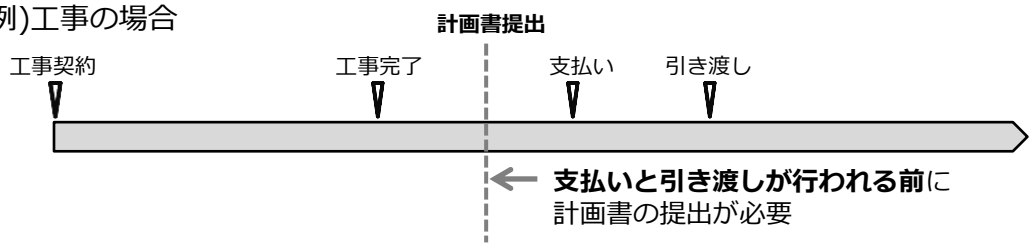

② (例)購入の場合

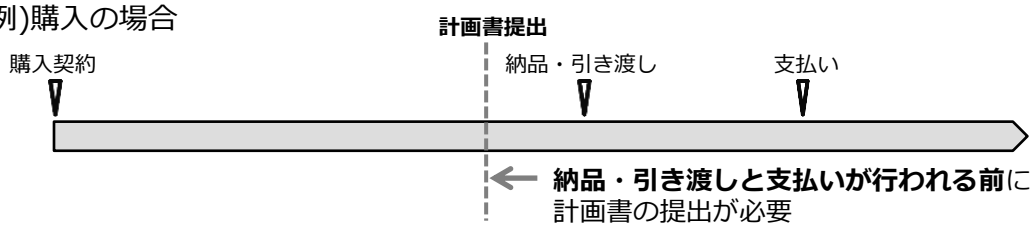

③(例) 賃貸の場合

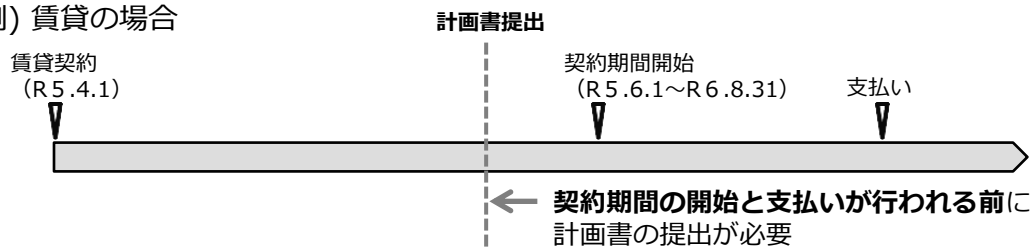

雇入れのスケジュールと計画書提出の時期

(例)

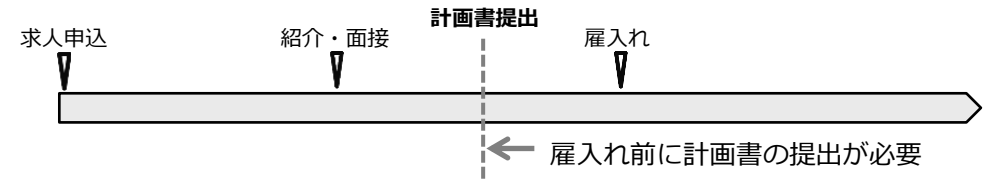

※計画書の変更・取り下げは完了予定日の前日までに行う必要があるため注意してください。

設置・整備費用として認められる経費

この助成金を受給するには、申請事業所（非該当施設は対象外）において、雇用拡大のために必要な事業のために用いる設置・整備に要した費用の総額が300万円以上（消費税含む）であることが必要です。
対象となる経費には、工事費、購入費、賃借費があり、経費として認められるものと認められないものがあります。商品や賃貸用施設として収入が得られるものや、事業主の自宅などは対象となりません。

●設置・整備費用として認められるもの・認められないものの例

		認められる経費（消費税を含む）	認められない経費
A	工事（不動産）	• １契約の支払額が20万円以上の事業所や店舗などの新・増設工事費用 建築工事とこの建築工事に付随する土地造成・設計監理・基礎工事・外構工事・電気工事・各種設備工事、内装工事など • 賃借した事業所や店舗などにかかる１契約が20万円以上の内装などの工事費用 ■ 計画期間内の支払額が対象経費となります。	• 不動産登記の手数料 • 申請者以外の名義で不動産登記される部分 • 事業主などの自宅を含む事業所や店舗などの施設全体 • １契約が20万円未満のもの ■ 設置・取付工事を必要としない動産は、動産の購入として判断します。
B	購入（不動産）	• １契約の支払額が20万円以上の不動産購入費用 ■ 計画期間内の支払額が対象経費となります。	• 土地購入費用 • 仲介手数料 • 不動産登記の手数料 • １契約が20万円未満のもの
C	購入（動産）	• １点の支払額が20万円以上の動産の購入費用 機械、装置、工具、器具、備品、車両、船舶、 航空機、運搬器具など • 購入に伴う運搬費用、取付費用 ■ 計画期間内の支払額が対象経費となります。	• 原材料、消費財 • １点の価格が20万円未満のもの （複数の動産をまとめて購入した場合でも、１点ごとの価格で判断します）
D	賃借（不動産）	• １契約の支払額（共益費を含む）が20万円以上の事務所や店舗などの賃借費用 • 事業に必要な車を購入した場合の駐車場 ■ 契約期間が1年以上で、かつ更新が見込まれるものは、計画期間内の支払額（１年分を限度）が対象経費となります。	• 土地賃借料 • 仲介手数料 • 敷金、礼金、建設協力金 • 計画期間内の支払額（１年分を限度）が20万円未満のもの • 賃貸契約の更新が見込まれないもの
E	賃借（動産）	• １点についての支払額が20万円以上の、動産の賃借またはリース費用 • 賃借またはリースに伴う運搬費用、取付費用 ■ 契約期間が1年以上で、かつ更新が見込まれるものは、計画期間内の支払額（１年分を限度）が対象経費となります。	• 保証金 • 保守とメンテナンスの費用 • 計画期間内の支払額（１年分を限度）が20万円未満のもの（複数の動産をまとめて契約した場合でも、１点ごとの価格で判断します） • 賃貸契約の更新が見込まれないもの

●その他、設置・整備費用として認められないものの例

- 計画期間外に引き渡しがあった施設・設備にかかる費用、計画期間外に支払われた費用
- 各種税金（消費税を除く）、各種保険料（リース料に含まれるものを除く）、振込手数料
- 光熱水料（発電施設などを含む）・分割払いで支払われた費用のうち手数料など（利子分は除く）
- 無形固定資産の取得費用
  例：特許権、借地権(地上権を含む)、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権(入漁権を含む)、ソフトウエア、のれん、電話加入権など
- 国の補助金等の対象となっている施設・設備の設置・整備費用（必要な書類の提出がない場合）
- 公の施設・設備（地方自治法第244条第１項に規定するもの）の設置・整備費用
- 賃貸借契約で賃料を得る施設・設備の設置・整備費用
  例：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、地域密着型介護老人福祉施設など
- フランチャイズ等の加盟料、ロイヤリティの購入費
- 事業主と密接な関係にある人との取引による不動産、動産の工事、購入、賃借に要した費用
- 内訳のわからない諸経費など
- 事業の用に供さない車両とその車両を駐車するための駐車場

●事業主と密接な関係者との取引は、費用の算定対象とはなりません。

	法人の場合	個人事業主の場合
認められない取引先	• 当該法人の代表者（①） • 当該法人の代表者が代表者の法人 • 当該法人の代表者の配偶者 • 当該法人の代表者の配偶者が代表者の法人 • 当該法人の代表者の３親等以内の親族 • 当該法人の代表者の３親等以内の親族が代表者の法人 • 当該法人の取締役等 • 当該法人の取締役等が代表者の法人 • 計画日の前日から1年前の日から、当該法人の代表者と雇用関係にあった法人または個人事業主（②） • 当該法人の親会社、子会社と関連会社	• 当該個人事業主 • 当該個人事業主が代表者の法人 • 当該個人事業主の配偶者 • 当該個人事業主の配偶者が代表者の法人 • 当該個人事業主の３親等以内の親族 • 当該個人事業主の３親等以内の親族が代表者の法人 • 計画日の前日から１年前の日から、当該個人事業主と雇用関係にあった法人または個人事業主（③） • 当該個人事業主の関連事業主

②、③には、共同経営者や合同会社の社員など、雇用関係はなくても同等の関係がある場合を含みます。
上記表以外でも、労働局長が密接な関係者との取引と判断する場合、その費用は算定対象外となります。

【①の例】
法人（代表者A）が、法人代表者であるA個人から備品を購入する場合、その購入費用は費用の算定対象として認められません。

【②・③の例】
従業員として働いていた者が、独立・創業するにあたり、働いていた事業所の設備を前事業主から買い取る場合、その購入費用は費用の算定対象として認められません。

設置・整備費用の算定

計画期間内（計画日から完了日までの間）に引き渡しと支払いが行われた費用が算定対象となります。算定は、全て、消費税込みの金額で判断します。

A 工事の場合	**１契約の支払額が20万円以上の工事であること**

- １契約の工事費用は、建築工事とこの建設工事に付随する土地造成・設計監理・解体工事・基礎工事・外構工事・電気工事・各種設備工事・内装工事など、その契約内の諸費用を含みます。
- 各種工事に取付や設置工事を必要としない動産が含まれている場合、その動産を工事費用に含めることはできません。

工事費用に含められる動産の例	工事費用に含められない動産の例
・照明器具 ・空調設備 ・厨房設備 ・バス、トイレ ・カーテンレール、ブラインド ・スプリンクラー など、取付工事を行っている動産	・机、テーブル、椅子 ・棚、書架 ・作業台、受付台 ・ベッド、ワゴン など、取付工事を行っていない動産※ ※これらの動産は、別途、動産の購入または賃借として１点の価格で判断します。

B　不動産の購入の場合	１契約の支払額が20万円以上であること

- 土地の購入は、算定対象として認められません。
- 分割払いで支払いを行う場合で、計画期間内に支払った合計額が20万円以上となる場合は、計画期間内に支払いが完了した額を上限として算定対象となります。

C　動産の購入の場合	１点の支払額が20万円以上であること

- 少額の動産のまとめ買いで20万円以上になったとしても、算定対象とは認められません。１点ごとの価格で判断します。
- 分割払いで支払いを行う場合で、計画期間内に支払った合計額が20万円以上となる場合は、計画期間内に支払いが完了した額を上限として算定対象となります。
- 購入に伴い発生した運搬費用、取付費用などは購入額に含めることができます。

D　不動産の賃借の場合	１契約の支払額が20万円以上であること

- 賃貸契約期間が１年以上で、かつ、更新が見込まれる場合は算定対象となります。契約期間の終了後に更新しないと明示されている場合は算定対象として認められません。
- 支払った賃貸料（最大で１年分）が20万円以上の場合、算定対象として認められます。
- 複数年契約の場合は、１年に割り戻した賃貸料が20万円以上となる場合、算定対象として認められます。
- 売上高などにより賃貸料が変動する場合は、計画期間内に支払った額（最大で１年分）が20万円以上となる場合、算定対象として認められます。
- 駐車場は、土地の賃借に該当することから、原則、算定対象として認められません。ただし、事業に必要な車を購入し算定対象とした場合で、その車を駐車するための駐車場を借りた場合、計画期間内に支払った賃貸料（最大で１年分）が20万円以上となる場合のみ、算定対象として認められます。

E　動産の賃借の場合	１点の支払額が20万円以上であること

- 賃貸契約期間が１年以上で、かつ、更新が見込まれる場合は算定対象となります。契約期間の終了後に更新しないと明示されている場合は算定対象として認められません。
- 計画期間内に支払った１点分の賃借料（最大で１年分）が20万円以上の場合、算定対象として認められます。
- 少額の動産をまとめて賃借（リースを含む）することにより20万円以上になったとしても、算定対象とは認められません。１点ごとの賃借料で判断します。
- 賃借に伴い発生した運搬費用、取付費用などは賃借料に含めることができます。

注意事項

- 実地調査で確認ができない動産・不動産は、設置・整備費用の算定対象として認められません。保管や使用していない状態にあるものなど、雇用の拡大のために必要と認められないものも対象外となります。
- 分割払い・賃貸料などの場合、支払時期が到来していない費用を計画期間内に前払いしても、算定対象とはなりません。
- 対象経費の立て替え払いは原則認められません。
- その他、算定時の留意点は10ページ～13ページをご参照ください。

建物の一部に賃貸用の施設※が含まれる場合

賃貸用の施設は、事業所部分を除き、経費の算定対象とはなりません。事業所と一体の建物内に、賃貸用の施設がある場合でも、賃貸用の施設部分と共有部分（うち雇用の拡大が見込まれない部分）は経費の算定対象となりませんので、注意してください。

※ 賃貸用の施設とは、テナントに貸し出す場所や、利用者の住居となる施設をいいます。

例：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、地域密着型介護老人福祉施設など

事業所部分		○	・事務所、応接室、従業員控室、調理人等を雇い入れる場合の厨房など
共用部分			・借り主と借り主以外の利用者が共有して使用する部分
	雇用拡大見込みあり	○	・老人ホーム内の通所介護施設・機能訓練室・診療所など
	雇用拡大見込みなし	×	・玄関、廊下、トイレ、庭など
賃貸の施設部分		×	・賃貸料を受領する部分（住宅、テナント）など、賃貸を行う部分

賃貸用施設を含む場合の対象経費の算定方法

賃貸用施設を含む施設については、事業主が以下の**①と②の書類を提出した場合に限り、事業所部分と雇用拡大見込みのある共有部分が経費の算定対象として認められます。**

① 施設の図面（全体図）・面積がわかるもの

② 事業所部分と雇用拡大見込みのある共有部分の面積がわかるもの

施設の図面上を枠で囲うなど、事業所部分と雇用拡大見込みのある共有部分がわかるようにし、全体の総床面積と事業所部分と雇用拡大見込みのある共有部分の面積について、第三者（設計業者や工事業者など）から任意の方法で証明を受けてください。

〈算定方法〉**算定対象費用 ＝ 施設の工事費用 ※×（事業所部分の床面積／総床面積）**

※ 施設の工事費用については８ページの「工事の場合」を参照してください。

建物の一部に個人の自宅などが含まれる場合

個人の自宅などと一体となっている施設（建物の一部に、事業主や事業主と密接な関係者（８ページ参照）の自宅または倉庫（非事業用施設）があるもの※ ）または設備は、個人の自宅に対する助成にもなることから、**施設全体が経費の算定対象となりません。**

※事業主や事業主と密接な関係者以外の第三者が所有する建物は算定対象となります。

建物の一部に福利厚生施設が含まれる場合

福利厚生施設とは、休憩室や社員食堂など、従業員の職場環境の向上のための施設をいいます。**福利厚生施設に要した費用※１が総費用の１／３以下か１／３ を超えるか※２で、算定方法が異なります。**

【福利厚生施設の占める費用の割合が1/3以下】

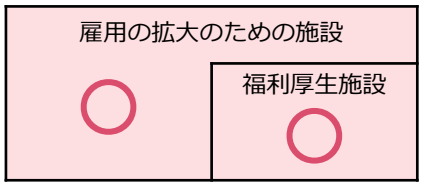

・福利厚生施設を含めた額が経費の算定対象となります。

【福利厚生施設の占める費用の割合が1/3超】

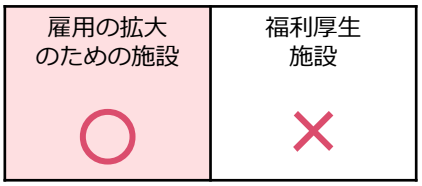

・雇用拡大のための施設部分のみが経費の算定対象となります。

※１ 福利厚生施設に要した費用の割合が１／３を超えているか否かは、床面積に応じて按分した工事費用に、付帯する動産を加えた費用で判断します（按分の方法は、10ページの賃貸用施設の場合と同じです）

※２ 過疎等雇用改善地域と特定有人国境離島等地域に所在する事業所の場合は、１／２以下か１／２を超えるかで判断します。

国の補助金等（地方公共団体を通じた間接補助金を含みます）の交付を受けている、または受けようとしている施設・設備

国から他の補助金等の交付を受けている、または受けようとしている施設・設備は、支援の重複を防ぐため特別の取り扱いとなります。

国の補助金等を含む場合の対象経費の算定方法

国から他の補助金等の交付を受けている、または受けようとしている施設・設備は、**以下の①と②の書類の提出があった場合に限り、その補助金等の交付額を差し引いた額が経費の算定対象として認められます。**

① 他の補助金等の交付対象となる施設・設備がわかるもの

② 他の補助金等の交付額がわかるもの

〈算定方法〉

算定対象費用 ＝ 施設・設備の工事または購入費用 ― 補助金等交付額

〈算定の例〉

【例１】施設・設備の工事または購入費用に補助金等が交付されている場合

○施設 工事費用　5,000万	―	○国の補助金等 交付額　1,000万円	＝	○**算定対象費用** **4,000万円**
○設備 購入費用　100万円	―	○国の補助金等 交付額　30万円	＝	○**算定対象費用** **70万円**

【例２】補助金等が交付されている施設の床面積の50%が、賃貸用の施設である場合（10ﾍﾟｰｼﾞの賃貸用の施設の算定方法を参照）

（○施設 工事費用　5,000 万	―	○国の補助金等 交付額　1,000 万円）	×	○事業所部分の 床面積の割合（50 %）	＝	○**算定対象費用** **2,000 万円**

（注意）・ 工事費用は、８ﾍﾟｰｼﾞの「工事の場合」を参照してください。
・ 賃貸用の施設を含む場合は、10ﾍﾟｰｼﾞの賃貸用の施設を認める場合に必要な書類が提出されていなければ施設全体が対象外となります。
・補助金等が国の助成金との調整がなく、併給を認めていることを確認する必要があります。

廃止された事業所または廃止予定の事業所を利用して新たに同じ事業を開始する場合

新設事業所が次の①・②のいずれにも該当する場合は、廃止事業所から引き継いだ部分も含め、施設全体にかかった費用が算定対象として認められます。
また、①・②のいずれかに該当しない場合は、廃止事業所から引き継いだ部分は算定対象とならず、拡大する部分についてのみ算定対象として認められます。

① 新旧事業主間に以下のような密接な関係があると認められないこと。
- 発行済株式の総数、出資の総額に占める所有株式数、出資の割合のいずれかが50%を超える。
- 代表取締役が同一人物である、または取締役を兼務している人がいずれかの取締役会の過半数を占めている。

② 廃止予定の事業所または廃止された事業所について、事業規模の縮小を余儀なくされ廃止することがやむを得ないと認められること。

まとめて賃借（リースを含む）した動産の１点の価格の算定方法

以下の計算方法により、１点あたりの月額を算出し、計画期間内に支払った回数分（連続する12回分が上限）の合計額が20万円以上となったものに限り、算定対象として認められます。なお、端数が生じる場合は、価格は10円単位を切り上げ、割合は小数第３位を四捨五入してください。

【算定例】パソコン一式をリースする場合

① カタログや内訳から１点ごとの賃借価格が判明している場合

１点の賃貸月額を基に、実際に支払った月数（連続する12か月分が上限）を掛け、その額が20万円以上である場合、対象経費として認められます。

① 賃貸月額	② セット内容	③ カタログなどで確認できる個別の賃貸月額	④ １点の賃貸月額 ③の価格	⑤ 支払い総額 ④×12	⑥ 経費算定の可否 20万円≦⑤
43,000円	サーバー	18,000円	18,000円	216,000円	○
	パソコン	3,000円	3,000円	36,000円	×
	パソコン	3,000円	3,000円	36,000円	×
	パソコン	3,000円	3,000円	36,000円	×
	複合機	16,000円	16,000円	192,000円	×
		総額 43,000円			

② カタログや内訳から確認できる１点ごとの賃借価格の合計額から割引がある場合

① 賃貸月額	② セット内容	③ カタログなどで確認できる個別の賃貸月額	⑤ 総額に占める割合（③/④）	⑥ １点の賃貸月額 ①×⑤	⑦ 支払総額 ⑥×12	⑧ 経費算定の可否
40,000円	サーバー	20,500円	0.41	16,400円	196,800円	×
	パソコン	3,500円	0.07	2,800円	33,600円	×
	パソコン	3,500円	0.07	2,800円	33,600円	×
	パソコン	3,500円	0.07	2,800円	33,600円	×
	複合機	19,000円	0.38	15,200円	182,400円	×
		④ 総額 50,000円		合計 40,000円		

③ １点ごとの賃借価格が不明でも、販売価格（定価など）がわかる場合

① 賃貸月額	② セット内容	③ カタログ等で確認できる個別の販売価格	⑤ 総額に占める割合 ③/④	⑥ １点の賃貸月額 ①×⑤	⑦ 支払総額 ⑥×12	⑧ 経費算定の可否
40,000円	サーバー	80万円	0.43	17,200円	206,400円	○
	パソコン	18万円	0.1	4,000円	48,000円	×
	パソコン	18万円	0.1	4,000円	48,000円	×
	パソコン	18万円	0.1	4,000円	48,000円	×
	複合機	50万円	0.27	10,800円	129,600円	×
		④総額 184万円		合計 40,000円		

④ 1点ごとの賃借価格も個別の販売価格も不明な場合

① 賃貸月額	② セット内容	③ 賃貸月額に占める割合 1/動産の個数	④ 1点の賃貸月額 ①×③	⑤ 支払総額 ④×12	⑥ 経費算定の可否
40,000円	サーバー	0.2	8,000円	96,000円	×
	パソコン	0.2	8,000円	96,000円	×
	パソコン	0.2	8,000円	96,000円	×
	パソコン	0.2	8,000円	96,000円	×
	複合機	0.2	8,000円	96,000円	×
			合計 40,000円		

⑤ 運搬・取付等諸費用が必要であり、運搬・取付等諸費用の額が個別にわかる場合

① 内訳	② 1点の賃貸月額	③ 支払総額 ②×12	④ 運搬・取付等諸費用の額	⑤ 合計額 ③＋④	⑥ 経費算定の可否
サーバー	18,000円	216,000円	15,000円	231,000円	○
パソコン	3,000円	36,000円	5,000円	41,000円	×
パソコン	3,000円	36,000円	5,000円	41,000円	×
パソコン	3,000円	36,000円	5,000円	41,000円	×
複合機	16,000円	192,000円	20,000円	212,000円	○

⑥ 運搬・取付等諸費用が必要であり、運搬・取付等諸費用の額が個別にわからない場合

① 内訳	② 1点の賃貸月額	④ 支払総額 ②×12	⑤ 運搬・取付等の総額	⑥ 総額に占める割合 ②/③	⑦ 1点ごとの運搬・取付等の額 ⑤×⑥	⑧ 合計額 ④＋⑦	⑨ 経費算定の可否
サーバー	18,000円	216,000円	50,000円	0.42	21,000円	237,000円	○
パソコン	3,000円	36,000円		0.07	3,500円	39,500円	×
パソコン	3,000円	36,000円		0.07	3,500円	39,500円	×
パソコン	3,000円	36,000円		0.07	3,500円	39,500円	×
複合機	16,000円	192,000円		0.37	18,500円	210,500円	○
	③総額 43,000円						

対象労働者の雇入れ

計画期間中（計画日から完了届の提出日までの間）に、次の要件をすべて満たす人を雇い入れてください。

①	雇入れ日（移転求職者の場合は完了日）時点で、地域に居住する求職者である（15ページ参照）
②	ハローワーク、地方運輸局または地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の取り扱いについての同意書を労働局に提出している有料・無料職業紹介事業者等（以下「ハローワーク等」）の紹介で雇い入れられた求職者である（設置整備事業所が就業場所となっている求人）
③	雇入れ当初から、雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者となる
④	本助成金受給後も継続して雇用される見込みがある※1
⑤	雇入れ後、設置・整備を行った事業所で就労する※2
⑥	過去３年間に、事業主の事業所で就労したり職場適応訓練※3を受けたことがない
⑦	過去１年間に、資本的・経済的・組織的に関連のある事業所に雇用されていたことがない
⑧	事業主と３親等以内の親族でない
⑨	公の施設の管理を行うために雇い入れられた求職者でない

- 新規学校卒業者※4は、対象労働者数の１／３まで対象労働者にできます。
- 賃金未払いがある労働者は、対象労働者として認められません。
- ハローワーク等の紹介以前に面接を行った場合や内定を出していた場合などは、当該労働者は対象労働者として認められません。
- ハローワーク等の紹介時点と異なる条件で雇い入れられた場合で、労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ、対象労働者から求人条件が異なることについての申し出があった場合は、当該労働者は対象労働者として認められません。
- 上記のほか、地域の雇用構造の改善に資すると認められないと管轄労働局長が判断した場合、対象労働者として認められない場合があります。

※１　有期雇用契約の場合は、以下の要件をいずれも満たしていることを雇用契約書と雇用状況等申立書などで確認します。

・ 本人が希望すれば65歳以上まで契約更新が可能である。
・ 完了日の２年後の日以降まで契約更新が可能である。

※２　事業所の新設にあたり、事前に同一法人の既存の事業所で雇い入れた後に、新設事業所に配置転換する場合も、条件を満たせば対象労働者とすることができます。この場合、事業所の新設後は新設事業所が就業場所となることを求人票と雇用契約書などに明記する必要があります。

※３　職場適応訓練とは、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものであり、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施し、訓練を行った事業主に訓練費が支給されるものです。

※４　新規学校卒業者とは、新規中学校卒業者、新規高等学校卒業者は卒業後３か月、新規大学等卒業者は卒業月の月末までに職業紹介を経ている人をいいます（ただし、定時制または通信制の課程に在学する者または卒業した者を除きます）。なお、学校からの紹介の場合、地域雇用開発助成金の取り扱いについての同意書を労働局に提出している学校であることが必要な場合があります。

地域に居住する求職者とは

同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域の地域区分の計画であるかにより、雇い入れることができる求職者の範囲が異なります。

同意雇用開発促進地域	①地域求職者
過疎等雇用改善地域	②過疎等雇用改善地域求職者 ③過疎等雇用改善地域移転求職者 ④過疎等雇用改善地域転任者
特定有人国境離島等地域	⑤特定有人国境離島等地域求職者 ⑥特定有人国境離島等地域移転求職者 ⑦特定有人国境離島等地域転任者

● 同意雇用開発促進地域に事業所を設置する計画の場合

① 地域求職者

事業所の所在する同意雇用開発促進地域または隣接する同意雇用開発促進地域に
雇入れ時点で居住する求職者

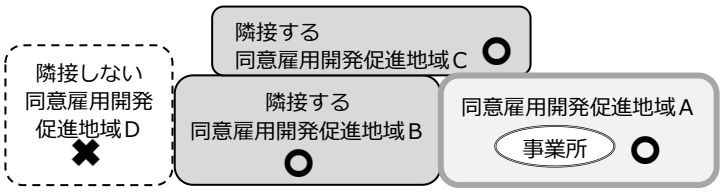

● 過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域に事業所を設置する計画の場合

② 過疎等雇用改善地域求職者 または ⑤ 特定有人国境離島等地域求職者

事業所の所在する過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域を管轄するハローワークの管轄**区域内に雇入れ時点で居住する求職者**

③ 過疎等雇用改善地域移転求職者 または ⑥ 特定有人国境離島等地域移転求職者

事業所の所在する過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域を管轄するハローワークの管轄**区域外から区域内に完了日までに住所・居所を移転する求職者**

④ 過疎等雇用改善地域転任者 または ⑦ 特定有人国境離島等地域転任者

親会社・子会社や関連会社から配置転換などにより過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域内の事業所に**転任した人で、転任の日まで当該企業（本社など）において６か月以上継続して雇用されている人**

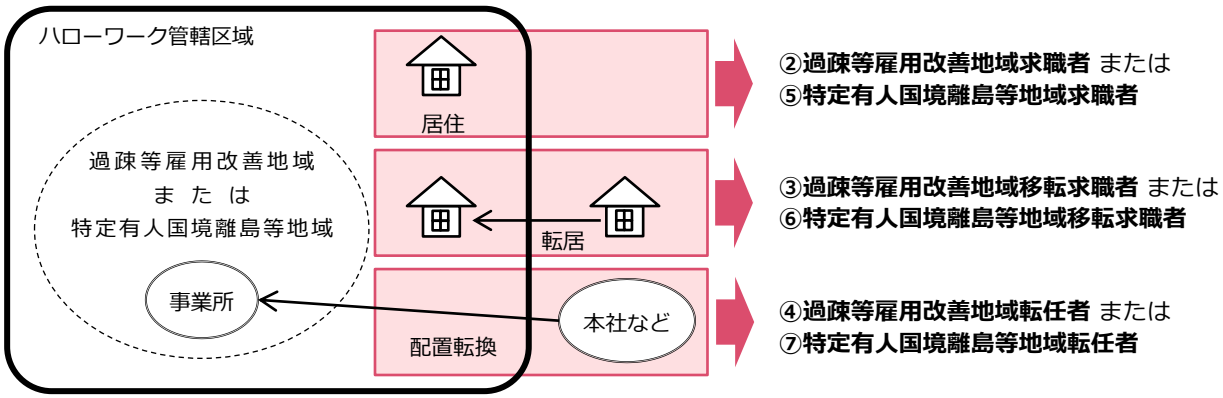

同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域、特定有人国境離島等地域に該当する地域と市町村は、厚生労働省のウェブサイトを参照または管轄労働局に確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

トップページ＞政策について＞分野別の政策一覧＞雇用・労働＞雇用＞施策情報「雇用関係助成金」＞ 4. 雇入れ関係の助成金「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」

対象労働者の数え方

対象労働者の人数は、被保険者の増加数（「完了日時点の被保険者数」－「計画日の前日時点の被保険者数」）を上限とします。雇い入れた人数ではありません。雇い入れた人数よりも被保険者の増加数が少ない場合は、雇い入れた人の中から対象労働者となる人を選んでください。また、継続して２回目・３回目の支給を受けるためには、対象労働者が定着していることが必要です。対象労働者とした人を変更することはできませんので、ご注意ください。

※フランチャイズ本部の直営店を買い取り創業する場合は、「計画日の前日の被保険者数」を「直営店廃業日の３か月前の日」と読み替えてください。

例

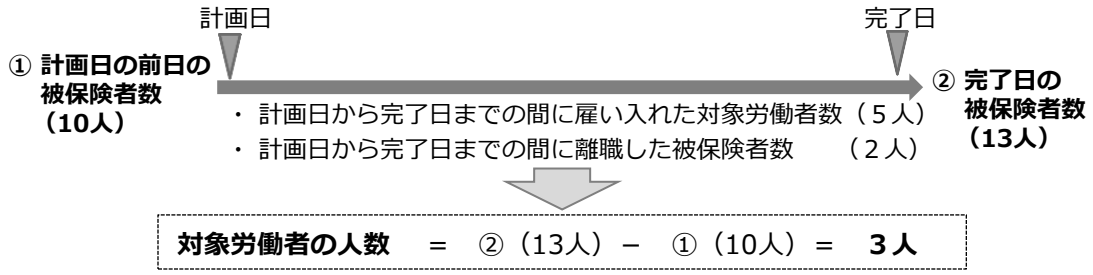

新規学校卒業者の人数制限

この助成金は、求人の少ない地域に居住する失業者の就職を支援するためのものですが、例外として、対象地域に居住する新規学校卒業者の雇入れも、対象労働者数の１／３まで認められます。

【例１】地域求職者４人と新規学校卒業者を１人雇い入れる場合

新規学校卒業者の割合（１／５）が１／３を下回るため、**新規学卒者１人**を対象労働者に含めることができます。

【例２】地域求職者３人と新規学校卒業者を２人雇い入れる場合

新規学校卒業者の割合（２／５）が１／３を超えるため、**新規学卒者２人のうち１人**しか対象労働者に含めることができません。

Ⅲ 支給の申請

完了届（第1回支給申請書）の提出

事業所の設置・整備、対象労働者の雇入れを行った後、**完了届**を管轄労働局長に提出してください。完了届の記載例は、26㌻に掲載しています。

完了届の提出日または計画日から18か月を経過する日が計画の完了日となります。

完了日は、対象経費の算定や雇い入れを行うことができる期間の末日となります。

	完了届の提出と完了日
計画日から18か月以内に事業所の設置・整備、対象労働者の雇入れが完了した場合	● 事業所の設置・整備、対象労働者の雇入れが行われた後で、計画書の提出から18か月以内の任意の日に提出してください。 ● 完了届の提出日が完了日となります。
計画日から18か月が経過している場合	● 計画日から18か月を経過する日が完了日となります。 【例】計画日　　：令和７年４月１日 18か月を経過する日：令和８年９月30日（完了日） ● 完了日の翌日から、２か月以内に完了届を提出してください。 ● 期限までに完了届が提出されない場合、計画は失効し、助成金の支給を受けることができなくなります。

完了届（第１回支給申請書）に添付する書類

以下の書類を完了届に添付してください。

管轄労働局長がその他の書類の提出を求める場合もあります。

事業所設置の証明	・支給要件確認申立書（共通要領様式第1号） ・事業所状況等申立書（地様式第12号）
対象労働者の証明	・対象労働者申告書（地様式第13号） ・対象労働者雇用状況等申立書（地様式第14号） ・住民票（写）など　・雇用契約書（写）または雇入れ通知書（写） ・賃金台帳（写）　・出勤簿（写）　・職業紹介証明書
設置・設備費用の証明	・設置・整備費用申告書（地様式第16号） ・見積書（写）　・請求書（写）　・領収書（写） ・金融機関の振込明細書（写）　・総勘定元帳（該当部分の写） ・預金通帳（該当部分の写）または現金出納簿（該当部分の写） ・現物の写真　・その他工事・購入・賃借等の別による以下の書類
不動産の工事・購入の場合	・請負契約書（写）　・工事の内訳がわかるもの（写）　・図面 ・引渡書（写）　等
不動産の賃貸の場合	・賃貸借契約書（写）
動産の購入の場合	・売買契約書（契約書がない場合は納品書）（写）
動産の賃貸の場合	・賃貸借契約書（写）
中小企業事業主の証明 （中小企業事業主の場合は提出）	以下の書類
企業全体の常時雇用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合	・事業所状況等申立書（地様式第12号）
創業の証明（創業の場合は提出）	・事業主の職歴書（地様式第3号）　・その他以下の書類
個人事業主の場合	・開業届（写）

（参考）特別な添付書類を要するもの

- 賃貸用の施設または福利厚生施設を含む施設を設置・整備する場合：10㌻を参照
- 国の補助金等の交付対象となる施設を設置・整備する場合：11㌻を参照
- フランチャイズ本部の直営店を買い取って設置・整備する場合：
  直営店廃業日の３か月前の日の被保険者数を証明できる資料
  （フランチャイズ本部が作成した当時の被保険者数の申立書など）

実地調査

工事・購入・賃借された不動産・動産の確認や雇い入れた労働者の確認などを行うため、第１回の支給決定前に実地調査を行います。

【実地調査における確認事項の例】	
設置・整備について	・購入や賃借した動産が存在するか
帳簿などの確認	・労働関係帳簿類は適切に備え付けられているか ・会計帳簿等は適切に備え付けられているか
雇い入れの確認	・ハローワークへの求人提出 ・対象労働者の就業確認

※ 実地調査で確認できない動産・不動産に要した費用は算定対象として認められません。不正受給を防止する観点から、取引先や対象労働者に対し聞き取りを行うことがあります。

併給調整

次の助成金の支給を受けた事業主は、その支給事由によっては、支給が制限されます。
下記以外の助成金（厚生労働省以外の国からの助成金も含みます）も併給調整の対象となる場合があります。地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）以外に助成金の受給を受けようとする場合は、個別に管轄労働局またはハローワークにご確認ください。

【この助成金と同時受給できない助成金の例】

・雇用調整助成金（休業・教育訓練、出向）
・通年雇用助成金（新分野進出）
・両立支援等助成金（事業所内保育施設コース）
・人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース、作業員宿舎等設置助成コース）

2回目以降の支給申請

２回目以降の支給申請時期

完了日の１年後の日を「第２回支給基準日」、完了日の２年後の日を「第３回支給基準日」とし、それぞれの支給基準日の翌日から起算して２か月以内に支給申請を行う必要があります。（前回の申請で支給決定を受けている必要があります。）

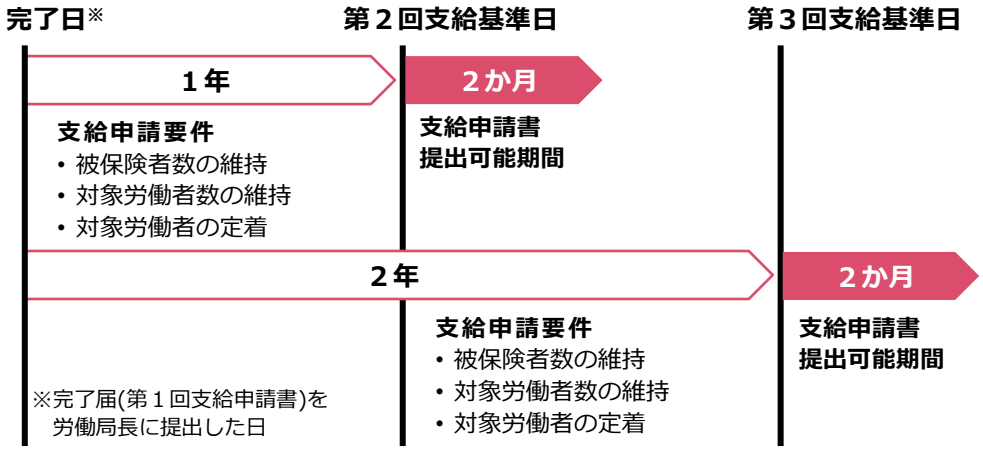

第2回、第３回支給申請書に添付する書類

以下の書類を添付してください。労働局長が他の書類の提出を求める場合もあります。

事業所の証明	・支給要件確認申立書(共通要領様式第1号) ・事業所状況等申立書(地様式第12号)
対象労働者の就業証明 （補充者分を含む）	・賃金台帳（写）・出勤簿（写）　など
補充者の雇い入れの証明 （補充者分のみ）	・対象労働者申告書(地様式第13号)・雇用状況等申立書(地様式第14号) ・住民票（写）・雇用契約書（写）または雇入れ通知書（写） ・職業紹介証明書　など

２回目以降の支給要件

２回目以降の支給申請を行うためには、以下の要件を満たす必要があります。

① それぞれの支給基準日における被保険者数が、**完了日における被保険者数以上**であること
② それぞれの支給基準日において、**対象労働者数が維持**されていること※

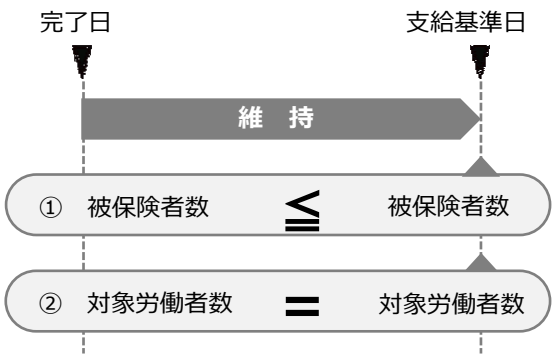

※ 対象労働者が定着するよう努めてください。
やむを得ない事情で対象労働者が離職した場合は、離職した対象労働者に相当する補充者（20ページ参照）を一定期間内に雇い入れていれば、対象労働者数は維持されたものとします。

③ それぞれの支給基準日において、**対象労働者数の１／２を超え、かつ４人以上**の対象労働者と対象労働者の補充者が**離職していない**こと

【③の例】対象労働者が４人の場合

判定基準

対象労働者４人のうち、支給基準日までに離職者が２人を超え、かつ、補充者を含めた離職者の合計が４人以上か否か。**（→４人離職で支給不可）**

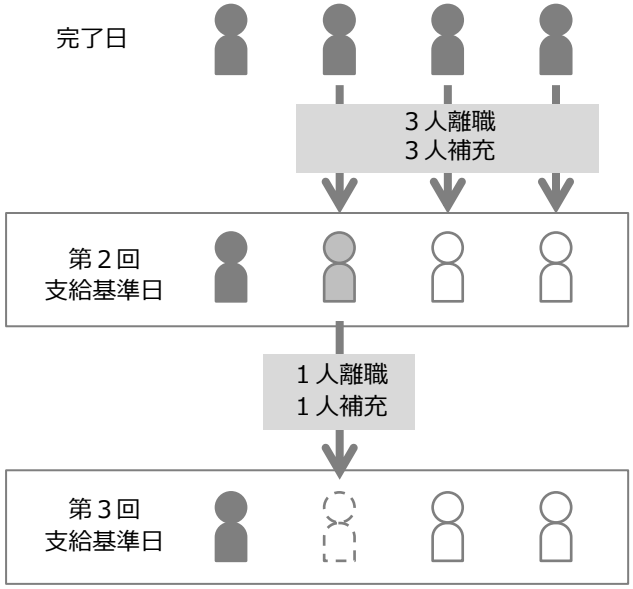

判定［支給継続］

対象労働者の１／２を超える３人が離職したが、４人以上にはなっていないため支給は継続される。

判定［支給不可］

第２回支給基準日までに対象労働者のうち３人離職して、さらに第２回から第３回の間に補充者１人が離職し、合計で４人離職したので、不支給となる。

補充者の雇入れ方法

完了日以降に対象労働者が離職等した場合は、離職等した対象労働者に相当する補充者を雇い入れてください。（離職等には、労働条件の変更により雇用保険被保険者とならなくなった場合や主な就業場所が違う場所となった場合を含みます。）

被補充者	補充者
地域求職者	・地域求職者
過疎等雇用改善地域求職者	・過疎等雇用改善地域求職者 ・過疎等雇用改善地域移転求職者
過疎等雇用改善地域移転求職者	・過疎等雇用改善地域求職者 ・過疎等雇用改善地域移転求職者
過疎等雇用改善地域転任者	・過疎等雇用改善地域求職者 ・過疎等雇用改善地域移転求職者 ・過疎等雇用改善地域転任者
特定有人国境離島等地域求職者	・特定有人国境離島等地域求職者 ・特定有人国境離島等地域移転求職者
特定有人国境離島等地域移転求職者	・特定有人国境離島等地域求職者 ・特定有人国境離島等地域移転求職者
特定有人国境離島等地域転任者	・特定有人国境離島等地域求職者 ・特定有人国境離島等地域移転求職者 ・特定有人国境離島等地域転任者

- 補充者は、対象労働者が離職した日の翌日から４か月以内に雇い入れてください。
- 補充者も、同意雇用開発促進地域、過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域で、それぞれの地域区分で認められる対象労働者の要件を満たすことが必要です。
- 補充者を雇い入れる前に、次の支給基準日が到来した場合は、支給申請書の提出期限内（19ページ）に、支給申請書を提出してください。補充者の雇入れを確認した後に支給決定を行いますので、対象労働者の離職後４か月以内に雇い入れたことを証明する書類（17ページ「対象労働者の証明」）を速やかに労働局に提出してください。

- あらかじめ対象労働者が離職する時期がわかっている場合は、離職予定日の１か月前から補充者を雇い入れることができます。
- 対象労働者が関係会社等への出向や研修などで、事業所の被保険者でなくなる場合も、４か月以内に補充者を雇い入れる必要があります。ただし、出向や研修などが一時的であり、４か月以内に再び元の事業所（対象労働者として雇入れを行った事業所）の被保険者となった場合は、離職者として取り扱いません。

【例】対象労働者が令和７年８月31日に離職する場合

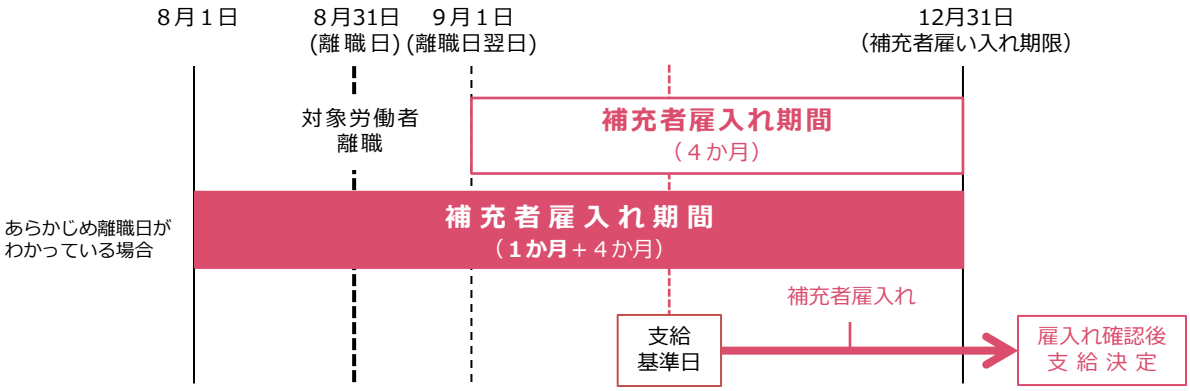

助成金の特例

この助成金は、対象地域や支給額等について次のような特例措置があります。

地域活性化雇用創造プロジェクト※１参加事業主に対する特例

対象事業主	厚生労働大臣が選定した地域活性化雇用創造プロジェクト（通称：地プロ）を実施する都道府県の承認を受けた事業主
主な受給要件	地プロが実施される区域内に事業所を設置・整備の上、対象労働者※２を正社員※３として雇い入れること。
助成額	事業所の設置等の費用と雇い入れで増加した労働者数に応じて、下表の額を助成します（１年ごとに３回支給）。 **第１回目の支給時に対象労働者１人あたり50万円が上乗せ支給され、１事業所あたりの上乗せ支給人数は20人が上限です。**

設置・整備費用	**対象労働者の増加人数　（　）内は創業の場合のみ適用**			
	3(2)～４人	５～９人	10～19人	20人以上
300万円以上1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

※１ 地域活性化雇用創造プロジェクトとは、都道府県が地域の協議会の了承を得て提案する事業の中から、正社員雇用の場を確保する効果が高い事業をコンテスト方式で選定し、その事業を都道府県が主体となって実施する制度です。

※２ 対象労働者は、実施主体の都道府県に居住する求職者です。

※３ 当該事業所で働く通常の労働者（無期雇用かつフルタイム（派遣労働者を除く））と、適用される賃金制度と１週間の所定労働時間が同一の者に限ります。

※４ 創業の場合は、対象労働者の増加人数２人から対象となります。

※５ 対象となる都道府県名は、裏表紙の「対象地域一覧」でご確認ください。

※６ 上記表は令和７年4月1日以降に計画書を提出した場合の支給額です。当該日以前に計画書を提出していた場合は厚生労働省HPをご参照ください

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附事業主に対する特例

対象事業主	認定地方公共団体が作成した認定地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業※1 に関連する寄附を行った事業主
主な受給要件	当該事業が実施される地方公共団体※2の区域内に事業所を設置・整備の上、対象労働者※3を継続して雇用する労働者として雇い入れること
助成額	事業所の設置等の費用と雇い入れで増加した労働者数に応じて、下表の額を助成します（1年ごとに3回支給）。 **この特例は1事業所あたり1回のみ適用されます。**

設置・整備費用	**対象労働者の増加人数**			
	3～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

※1 地域の安定的な雇用機会の増大を図る事業に限ります。

※2 都市部（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）を除きます。

※3 対象労働者は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が実施される地方公共団体の区域に居住する求職者です。

※4 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1／2の額が上乗せされます。

※5 対象となる都道府県名・市区町村名は、裏表紙の「対象地域一覧」でご確認ください。

※6 上記表は令和7年4月1日以降に計画書を提出した場合の支給額です。当該日以前に計画書を提出していた場合は厚生労働省HPをご参照ください

同意雇用開発促進地域における大規模雇用開発を行う事業主に対する特例

以下の条件をすべて満たす場合に、対象労働者の数等に応じて、１億円～2億円を助成します（１年ごとに３回支給）。

- 同意雇用開発促進地域内における雇用機会の増大に関する大規模雇用開発計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けている
- 当該計画の定める雇用開発期間（最大２年間）内に、50億円以上の設置費用をかけて新たに事業所を設置する
- 当該地域に居住する求職者等を雇用保険一般被保険者として100人以上雇い入れる

支給にあたっての注意

- 原則として、提出された書類により審査を行います。不正受給を防止する観点から、一度提出された書類について、事業主の都合などによる差し替えや訂正を行うことはできませんので、慎重に確認した上でご提出ください。

- 提出された書類について、管轄労働局長が期間を定めて補正を求めることがあります。必ず指定された期間内に補正を行ってください。補正が期限までに適切に行われない場合、助成金は支給されません。

- この助成金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主は国の会計検査の対象となることがあります。対象となった場合は、書類の提出など検査へのご協力をお願いします。

- 助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消などは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。

- 偽りその他不正行為※により本来受けることのできない助成金の支給を受け、または受けようとした場合、助成金は不支給、または支給を取り消します。この場合、すでに支給された助成金は、全部または一部の返還が必要です。

- 不正行為をすると、以後５年間、雇用保険二事業（以下「二事業」）の各種給付金を受けることができなくなります。

- 不正行為の内容によっては、事業主等の氏名の公開や刑事告発をすることがあります。

※不正行為とは、詐欺、脅迫、贈賄など刑法各本条に抵触する行為を含むことはもちろん、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に二事業の各種給付金等の支給に関する申請書に虚偽の記載をしたり、偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない二事業の各種給付金等の支給を受けること、または、受けようとすることをいいます。

助成金の適正な申請にご協力をお願いいたします。

計画書の内容に変更などがあった場合は、変更届または取り下げ届の提出が必要です（提出期限は６ページ参照）。
期限までに提出しなかった場合は、助成金の支給が受けられなくなる可能性もあります。ご注意ください。

地様式第１号（Ｒ７．４．１）

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）計画書

事業所の設置・整備及び雇入れに係る計画について、本助成金制度の内容・支給要件（不支給要件）について確認をした上で以下のとおり提出いたします。
また、本計画書の記載内容について相違ありません。

都道府県労働局受理印

令和 7 年 4 月 1 日　　労働局長　殿

1 申請者	(1) 事業主	法人（予定）名（フリガナ） **株式会社　△△製菓** （※個人事業の場合、屋号等を記入して下さい。） 役職・代表者氏名（フリガナ） **代表取絞役　〇〇　太郎** （※個人事業の場合、事業主の氏名を記入して下さい。） 主たる事業所の所在（予定）地　〒 **054－XXXX**　電話番号 **0145（XX）XXXX** **北海道むかわ町〇〇丁目〇〇番地**
	(2) 代理人・社会保険労務士（申請者が代理人又は社会保険労務士の場合のみ記入）	氏名（フリガナ） 所在地　〒　－　電話番号　（　）
2 設置・整備に係る事業所	(1) 名称	**株式会社　△△製菓**
	(2) 所在地	〒 **054－XXXX**　電話番号 **0145（XX）XXXX** **北海道むかわ町〇〇丁目〇〇番地**
A	(3) 雇用保険適用事業所番号	**4 3 0 0 － 0 0 0 0 0 0 － 0**
B	(4) 産業分類・小分類番号	**0 9 7**
C	(5) 設置・整備、雇入れの予定	概要　**工場新設　13,000,000円** **もなか製造器　@500,000円×10台＝5,000,000円** **まんじゅう製造器　@600,000円×15台＝9,000,000円** （設置・整備費用　**2,700** 万円　・　雇入れ予定数　**10** 人）
D	3 地域区分（右欄のいずれか１つの口に☑を記入）	☑ 同意雇用開発促進地域　☐ 地プロ対象区域 ☐ 過疎等雇用改善地域　☐ 寄附活用対象地域 ☐ 特定有人国境離島等地域 ☐ 能登半島特例地域　☐ 能登半島特例地域（地プロ対象区域）
	4 本助成金の対象となる期間（計画日～完了予定日の年月日を記入）	(1) 計画日：令和 **7** 年 **4** 月 **1** 日～ (2) 完了予定日：令和 **8** 年 **9** 月 **30** 日 （※計画書を持参する場合、計画日は持参する日を記入。 （※郵送により提出する場合、計画日は空欄として下さい。 （※能登半島特例地域の場合、計画日は事業主の指定した日を記入。

※　中小企業事業主又は創業の上乗せを希望する場合（※該当しない場合は記載不要（裏面参照））

5 中小企業事業主の該当性（事業所単位でなく、法人単位で記入）	(1) 主たる事業（右欄のいずれかの口に☑を記入）	☐ 小売業（飲食店を含む。）　☐ 卸売業 ☐ サービス業　☑ その他（ **製造業** ）
	(2) 資本の額又は出資の総額	**4,000** 円
	(3) 常時雇用する労働者の数	**75** 人

E　※　創業の上乗せを希望する場合（※該当しない場合は記載不要（裏面参照））

6 創業の該当性	創業基準日　※裏面参照	令和　年　月　日

処理欄（労働局記入欄）	計画書認定日				計画書認定番号		
	令和　年　月　日				第　号		
	局長	部長	課長	課長補佐	担当官	係長	担当

A：雇用保適用事業所番号
事業所を新設する場合など、雇用保険に未適用の場合は、記入する必要はありません。

B：産業分類・小分類番号
日本標準産業分類の小分類番号を記入してください。
「雇用保険適用事業所設置届　事業主控」を参考にしてください。

C：設置・整備、雇入れの予定
設置・整備を行う主な施設・設備について、その具体的内容やそれぞれに要する費用を記入してください。

「雇入れ予定数」には、雇入れを予定している「継続して雇用する労働者の数」を記入してください。新規学校卒業者は、対象労働者の1/3まで認められます。

D：地域区分
同意雇用開発促進地域等のどの地域の計画であるか選択してください。
選択した地域によって雇い入れることのできる労働者の雇い入れなどの範囲が異なりますので 注意してください。

E：創業基準日
法人設立または個人事業の開業を行う場合に、下記の日にちを記入してください。
- 法人の場合：法人登記の日
- 個人事業の場合：下記の日にちのうち、いずれか早いほう
  - ●税務署に提出した個人事業開業届出書に記載した開業日
  - ●雇用保険の定期用事業主となった日

※この助成金における創業の定義は、５ページを参照してください。

地様式第８号（R７．４．１）

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)完了届（第１回支給申請書）

計画書認定番号第 27 号に係る第1回目の地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)の支給を受けたいので、本助成金制度の内容・支給要件(不支給要件)について確認をした上で以下のとおり申請します。
また、当該申請書及び別紙の記載内容について相違ありません。

都道府県労働局
受理印

令和 8年 9月 30 日　　労働局長 殿

1 申請者	(1) 事業主	フリガナ カブシキガイシャ △△セイカ 法人名 株式会社 △△製菓 （※個人事業の場合、屋号等を記入して下さい。） フリガナ ○○ タロウ 役職・代表者氏名 代表取締役 ○○ 太郎 （※個人事業の場合、事業主の氏名を記入して下さい。） 主たる事業所の所在地 〒054－XXXX 電話番号 0145 (XX) XXXX 北海道むかわ町○○丁目○○番地
	(2) 代理人・社会保険労務士 （申請者が代理人又は社会保険労務士の場合のみ記入）	フリガナ 氏 名 所在地 〒 － 電話番号 ( )
2 設置・整備に係る事業所	(1) 名称	株式会社 △△製菓
	(2) 所在地	〒 054－XXXX 電話番号 0145 (XX) XXXX 北海道むかわ町○○丁目○○番地
	(3) 雇用保険適用事業所番号	4 3 0 0 — 0 0 0 0 0 0 — 0
	(4) 産業分類・小分類番号	097
	(5) 労働保険番号	4 3 △ △ △ △ △ △ △ △ △ × × ×
	(6) 設置・整備費用	2，700 万円
	(7) 対象労働者数	10 人 （うち新規学卒者数 2 人）
	(8) 計画日前日の雇用保険被保険者数	65 人
	(9) 完了日の雇用保険被保険者数	75 人
3 地域区分 （右欄のいずれか１つの□に☑を記入）		☑ 同意雇用開発促進地域 □ 地プロ対象区域 □ 過疎等雇用改善地域 □ 寄附活用対象地域 □ 特定有人国境離島等地域 □ 能登半島特例地域 □ 能登半島特例地域(地プロ対象区域)
4 計画期間		計画日：令和7年4月1日 ～ 完了日：令和8年9月30日

※ 中小企業事業主又は創業の上乗せ助成を希望する場合（※該当しない場合は記載不要（裏面参照））

5 中小企業事業主の該当性 （事業所単位でなく、法人単位で記入）	(1) 主たる事業 （右欄のいずれかの□に☑を記入）	□ 小売業(飲食店を含む。) □ 卸売業 □ サービス業 ☑ その他（ 製造業 ）
	(2) 資本の額又は出資の総額	4，000万 円
	(3) 常時雇用する労働者の数	75 人

※ 創業の上乗せを希望する場合（※該当しない場合は記載不要（裏面参照））

創業の該当性	創業基準日 ※裏面参照	令和 年 月 日

処理欄 (労働局記入欄)	計画書認定日	計画書認定番号	完了届受理日
	令和 年 月 日	第 号	令和 年 月 日
	支給・不支給決定日	支給・不支給決定番号	支給決定金額
	令和 年 月 日	第 号	円

局長	部長	課長	課長補佐	担当官	係長	担当

全国の対象地域一覧

厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。
なお、地域によって、指定期間が異なりますのでご注意ください。

同意雇用開発促進地域

過疎等雇用改善地域

特定有人国境離島等地域

地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例対象地域（注）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府の区域内に事業所を設置または整備する事業主は対象外です。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）寄附事業主に対する特例対象地域

（令和７年４月現在）

＊詳細は、最寄りの労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にお尋ねください。